

第6章 感染症への対応

第1節 厚生労働省からのガイドラインの概要

平成27年9月24日付、健感・健衛発0924第1号「一類感染症により死亡した患者の御遺体の火葬の取り扱いについて」が、厚生労働省健康局結核感染症課長及び同衛生課長から通知された。これによると、平成25年に策定された「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」において、「埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」が策定されているが、一類感染症である「エボラ出血熱」の流行を踏まえて「一類感染症により死亡した患者の御遺体の火葬の実施に関するガイドライン」(別添)がまとめられた。その概要は次のとおりである。

- 1 一類感染症により死亡した患者の御遺体の火葬の実施に当たっての準備として次のような事項が定められている。
 - (1) 医学的専門知識を有する職員のみでは対応がこなとなることから、関係する職員にも研修の機会を設けること。
 - (2) 都道府県は、感染症に対して火葬担当部局と医療機関の担当部局が連携して、あらかじめ、遺体の搬送を行う事業者及び火葬場を定めておくこと。
 - (3) 選定される火葬場は、感染症指定医療機関からの距離等も考慮し、デレッキ操作が相対的に少なく済む火葬炉を有する施設が望ましいとされている。
- 2 対応の原則としては、次のようなことが定められている。
 - (1) 一類感染症により死亡した患者の遺体は、24時間以内に火葬しなければならない。また、火葬については、保健所職員が立ち会うことが望ましい。
 - (2) 感染症指定医療機関の医療関係者は、遺体について、全体を密封し、御遺体から出た体液を一定時間内部にとどめることができる非透過性納体袋に収容し、袋の外側を消毒する。
 - (3) 保健所は、遺体からの感染を防ぐため、遺族に次の事項を説明して理解を求めることとされている。
 - 遺体の火葬場以外の場所への移動を制限する。
 - 遺体に触れることがないようにする。
 - 遺体の搬送や火葬に際しては、非透過性納体袋に収容・密封し、棺に納めるとともに、そのまま火葬しなければならない。
 - (4) 遺体の搬送にあたって、次のような対応が定められている。
 - 保健所は、あらかじめ定めた搬送業者を手配する。
 - 遺体の搬送に従事する者は、必ず手袋を着用する。
 - 手袋は原則として保健所が回収し、適切に廃棄する。
 - (5) 遺体の火葬については、次のような対応が定められている。
 - ご遺体の火葬については、保健所は、一類感染症により死亡したこと及びご遺体が非透過性納体袋に収納されていることを必ず伝達すること。
 - 火葬する際に、血液、体液、分泌物、排泄物等が火葬作業に従事する者の身体に飛散す

る可能性がある場合には、手袋、不織布製マスク、フェイスシールドまたはゴーグル、エプロン等を使用する。これらの器具が汚染された場合には単回使用のものは原則として保健所が回収の上、適切に廃棄し、再利用するものは適切な消毒を行う。また、火葬炉にデレッキ棒を差し入れて作業を行った場合は消毒を行う。

これらを遵守し、御遺体が非透過性納体袋に収容され納棺された状態で火葬炉に搬入してそのまま火葬を完了する限りにおいては、他の利用者の火葬場への搬入を制限したり、他の御遺体の火葬を停止したりする必要はない。

火葬作業に従事する者は、火葬終了後、火葬炉内の燃焼室下部など、体液が付着した場合は、適切に消毒する。

(6) その他留意事項として、次の事項が定められている。

100 を超える温度にさらされた場合には一類感染症のウイルスは失活するため焼骨に触れて感染することはない。遺体の火葬に要する費用は、一般的な遺族の火葬費用の負担との均衡を考慮し、関係者で十分に相談して決めることが望ましいとされている。

第2節 ガイドラインを踏まえた火葬場での対応について

(1) 趣旨

一類感染症である伝染性が強く、死亡率が高い疾病であるエボラ出血熱がわが国にも発生し、その適切な対応が求められている。今般、その一環として「一類感染症により死亡した患者のご遺体の火葬の実施に関するガイドライン」(平成27年9月24日都道府県衛生主管部長などに対する厚生労働省通知。以下「課長通知」という。)が発信された。同通知では、管内の市町村、医療機関、火葬場等に周知するとともに、体制整備等に万全を期するよう指示されている。

この通知は、基本的には、都道府県等の衛生部局の指示のもとに、適切な火葬場を定め、適切な対応を保健所職員の指示のもとに行うことを定めており、これに従って対応すべきものであるが、以下においては、合わせて火葬場において、留意すべき事項について検討したものであり、このことをマニュアルに追加記載すべきである。

(2) 火葬場において留意すべき事項

1) 研修への参加

「課長通知」においては、「医学的専門知識を有する者だけでは対応が困難」として、「関係し得る職員に対し、必要な研修その他の機会を設け、知識の共有を行う」旨記載している。このような趣旨から、都道府県段階で適切な研修の機会が設けられることとなるが、火葬場管理者においても、管下の職員にもこの研修に参加させ、火葬場内部での伝達講習を行わせる等知識の共有を図るものとする。

2) 火葬場の指定

「課長通知」においては、都道府県は一類感染症で死亡したご遺体に関し「搬送事業者及び火葬場を」「あらかじめ指定しておくこと」としており、その要件として「感染症医療機関からの距離等も考慮するが、」「点検口やデレッキ棒挿入口を開閉してのデレッキ作業が相対的に少なく済む火葬炉を多く有することが望ましいこと」、また、「あらかじめ必要な調整(ご遺体の搬入方法、火葬の手順や注意事項、手袋や骨壺等搬送及び火葬に必要な物品の準備、廃棄方

法等)をしておくことが望ましい」としている。従って、指定された火葬場においては、保健所と密接に連携しつつ、必要な調整を行い、あらかじめ、その内容を文書化し、関係職員に周知しておくことが必要である。

3) ご遺族への対応

「課長通知」では、ご遺体を「非透過性納体袋」に収容し、ご遺体から出た体液を一定の時間内部にとどめることとしている。従って、ご遺族がご遺体に触れることのないよう、体液に触れることのないよう、保健所職員の指導に従い、ご遺族に理解を求めるよう配慮する必要がある。

4) ご遺体の火葬

保健所は、一類感染症で死亡したご遺体であること、透過性納体袋に収容されていることを伝達された場合は、通知の記載に従い以下の点に留意して対応すべきである。

血液、体液、分泌物、排泄物等が火葬作業に従事する者の体に飛散する可能性がある場合には、手袋、不織布マスク、フェイスシールド又はゴーグル及びエプロンを使用するものとし、これらが汚染された場合には、単回使用のものは原則として保健所が回収ものとし、再利用するものは、適切な消毒を行うものとする。

火葬炉のデレッキ挿入口からデレッキ棒を差し入れて作業を行った場合は、適切に消毒を行うこととする。

通知に従い「上記の留意事項を遵守してご遺体が適切な火葬される限り」「他の利用者の入場制限、他の火葬の停止を行う必要がない。」ことを職員に周知する必要がある。

「火葬炉の燃焼室下部等に体液が付着した個所がある場合は、保健所職員の指示に従い、適切に消毒することが必要である。」

「通知では」「100 を超える温度にさらされた場合にはウイルスは失活する ことについて情報を共有しておくこと」と記載されているので、火葬場においては、職員にそのことを徹底し、適切な温度管理を行わせることが必要である。

【別添資料】

健感発0924第1号

健衛発0924第1号

平成27年9月24日

都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部(局)長殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

(公印省略)

厚生労働省健康局生活衛生課長

(公印省略)

一類感染症により死亡した患者の御遺体の火葬の取扱いについて(通知)

近年、海外における感染症の発生状況、国際交流の進展による人や物の移動の活発化及び迅速化、保健医療を取り巻く環境の変化に伴い、感染症対策の充実が要請されている。

このような中、「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」(平成25年6月26日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議)において「埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」が策定されているところである。

今般、一類感染症であるエボラ出血熱の近時の流行も踏まえ、「一類感染症により死亡した患者の御遺体の火葬の実施に関するガイドライン」を別添のとおり取りまとめたので、御了知の上、管内の市町村、医療機関、火葬場及び墓地の経営者、管理者その他の関係者に周知いただくとともに、各地方公共団体衛生主管部(局)におかれては、別添ガイドラインを参考に、体制整備等に万全を期されるよう、特段の御配慮をお願いする。

一類感染症により死亡した患者の御遺体の火葬の実施に関するガイドライン

第1 一類感染症により死亡した患者の御遺体の火葬の実施に当たっての準備

1 対応者の研修等

本ガイドラインにおいて、保健所は大きな役割を担うものである。その一方で、一類感染症による死亡者が発生する事態において、医学的専門知識を有する職員のみでは対応が困難になることも想定されるため、関係し得る職員に対して必要な研修その他の機会を設けて、知識等の共有を行うことが望ましいこと。

2 搬送事業者及び火葬場の選定等

都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)を包括する広域の地方公共団体として、火葬場の担当部局と特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関(以下「感染症指定医療機関」という。)の担当部局とで連携し、管内の感染症指定医療機関において死亡した御遺体の搬送を行う搬送事業者及び火葬を行う火葬場を市町村と連携してあらかじめ定めておくこと。選定する火葬場は、感染症指定医療機関からの距離等も考慮する必要があるが、点検口やデレッキ挿入口を開閉してのデレッキ作業が相対的に少なく済む火葬炉を多く有するものが望ましいこと。

また、当該搬送事業者及び火葬場とあらかじめ必要な調整(御遺体の火葬場への搬入方法、火葬の具体的な手順や注意事項、手袋や骨壺など搬送及び火葬に必要な物品の準備、廃棄方法等)をしておくことが望ましいこと。

第2 感染症指定医療機関において一類感染症患者在死亡した場合の対応

1 対応の原則

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第30条第2項の規定に基づき、一類感染症により死亡した患者の御遺体は、火葬しなければならないものとする。また、同条第3項の規定に基づき、御遺体は24時間以内に火葬するものとする。

(2) 火葬については、現場の状況次第ではあるが、それまでの間、当該患者に対応してきた保健所の職員が立ち会うことが望ましいこと。

2 非透過性納体袋への収容等について

感染症指定医療機関の医療関係者は、御遺体について、全体を覆い密封し、御遺体から出た体液を一定の時間内部に留めることができる非透過性納体袋に収容し、袋の外側を消毒した上で、棺に納めること。なお、消毒は、「感染症に基づく消毒・滅菌の手引きについて」(平成16年1月30日健感発第0130001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)を参照して行うこと(5における「消毒」についても同じ。)

3 御遺族への対応

保健所は、御遺体からの感染を防ぐため、御遺族に次の事項を説明して理解を求めるものと

する。

(1) 感染症法第 30 条第 1 項の規定に基づき、御遺体の火葬場以外の場所への移動を制限すること。

(2) 御遺体に触れることのないようにすること。

(3) 御遺体の搬送や火葬場における火葬に際しては、非透過性納体袋に収容・密封し、棺に納めるとともに、そのままの状態で行う必要があること。

なお、御遺族が非透過性納体袋に収容・密封されていない状態の御遺体に直接対面することを要望され、これを認める場合には、感染症指定医療機関の病室内において対面させること。この場合においても、御遺族が御遺体に触れることのないように注意すること。

4 御遺体の搬送について

御遺体の搬送に当たって、保健所は、原則として、第 1 の 2 においてあらかじめ定めた搬送事業者を手配すること。その際に、一類感染症により死亡したこと及び御遺体が非透過性納体袋に収納されていることを必ず伝達すること。

御遺体の搬送作業に従事する者は、必ず手袋を着用すること。手袋は、原則として保健所が回収の上、適切に廃棄すること。なお、廃棄は「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)を参照して行うこと(5 における「廃棄」についても同じ。)

5 御遺体の火葬について

(1) 火葬場の手配・伝達事項について

保健所は、原則として、搬送事業者と同様に、第 1 の 2 においてあらかじめ定めた火葬場を手配し、一類感染症により死亡したこと及び御遺体が非透過性納体袋に収納されていることを必ず伝達すること。

(2) 御遺体の火葬作業に従事する者が留意すべき事項

ア 火葬する際に、血液、体液、分泌物、排泄物等が火葬作業に従事する者の身体に飛散する可能性がある場合には、手袋、不織布製マスク、フェイスシールド又はゴーグル及びエプロン等を使用するものとし、これらの器具が汚染された場合には単回使用のものは原則として保健所が回収の上、適切に廃棄し、再利用するものは適切な消毒を行うこと。また、火葬炉のデレッキ挿入口からデレッキ棒を差し入れて作業を行った場合、適切に消毒を行う必要があること。

イ 上記の留意事項を遵守し、御遺体が非透過性納体袋に収容され納棺された状態で火葬炉に搬入してそのままの状態で行う限りに限っては、他の利用者の火葬場への入場を制限したり、他の御遺体の火葬を停止したりする等の措置を講ずる必要はないこと。

ウ 火葬作業に従事する者は、火葬終了後、火葬炉内の燃焼室下部など体液が付着した箇所がある場合は、保健所が火葬場を管理する者に指示するところにより、適切に消毒すること(感染症法第 27 条第 1 項)。火葬作業に従事する者が適切かつ安全に消毒することが困難であると認められる場合は、保健所が消毒すること(同条第 2 項)。

第 3 検疫所において一類感染症患者が死亡した場合の対応

1 対応の原則

検疫法(昭和 26 年法律第 201 号)第 14 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、御遺体は、検疫所長が火葬しなければならないものとする。また、感染症法第 30 条第 3 項の規定に基づき、御遺体は 24 時間以内に火葬するものとする。

2 御遺体の搬送及び火葬について

検疫所が行う御遺体の搬送及び火葬については、第 1 及び第 2 に準じて対応するものとする。各地方公共団体におかれては、検疫所からの相談に応じていただくようお願いする。

第 4 その他留意事項

火葬作業に従事する者その他の関係者は、100 を超える温度にさらされた場合には一類感染症のウイルスは失活することについて、情報を共有しておくこと。

焼骨に触れることにより一類感染症に感染することはないため、墓地及び納骨堂の管理者は、一類感染症による死亡であることを理由として焼骨の埋蔵又は収蔵を拒むことはできないこと(墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 13 条)。

また、御遺体の搬送及び火葬に要する費用の負担は、検疫所長の行政処分として搬送及び火葬が行われる第 3 の場合を除き、一般的に搬送及び火葬に要する御遺族の費用負担との均衡を考慮しつつ、事例に応じて関係者間で十分に相談して決めることが望ましいこと。

第7章 大規模災害時の適切な埋火葬の在り方に関する研究を踏まえたマニュアル追加事項の検討

はじめに

「火葬場の建設・維持管理マニュアル」では、東日本大震災のような大規模災害時の火葬場の運営はもとより、災害時における火葬炉の過負荷運転に対応できる火葬炉の整備の在り方についても示していない。

このため、平成24・25年度で行った厚生労働省科学「大規模災害時の埋火葬の在り方に関する研究」の成果を盛り込む内容を以下に示す。

第1節 「大規模災害時における埋火葬の在り方に関する研究」における提案

(1) 東日本大震災の教訓を生かした火葬炉の整備促進

東日本大震災の後、南海トラフ地震や東京直下地震などの発生が想定されており、死者の発生数も最大でそれぞれ30万人、10万人を超えると想定されている。前回研究では、東日本大震災における遺体発生状況を前提として、南海トラフ地震における遺体発生数を想定し、これをもとに、全国を一定の地域ブロックに区分し、全施設で火葬炉を5回転した場合、3基以上の施設のみで5回転した場合の二つのケースについて、火葬所要日数を推計した。その結果、地域によっては、ひと月近く、またひと月を超える期間を要することが推計された。

こうした状況を考慮すると、想定される事態に適切に対処するためには、少なくとも中核的な施設においては、火葬能力を拡大するか、5回転以上の運転が可能となるような施設面、人材面での体制を整えておくことが望まれる。

現状の能力を前提とした場合においても、火葬炉の整備に関して以下に示す項目を具備することが望ましい。

火葬炉の系統を1炉1系列とする。

火葬炉1炉に対して再燃焼炉、排ガス冷却装置、排ガス処理装置、排風機及び排気筒を独立した1系列にすることが望まれる。これまでの施設は2炉に対して排ガス冷却装置以降を1系列又は3炉に対して1系列にする施設が多いため、この系列では2炉又は3炉同時に運転することが難しい状況にあるからである。

火葬場建設時の設備仕様

建設時に仕様の中で、非常時には5回以上の火葬運転に耐えることと明記することが望ましい。

このことにより、炉本体は炉壁構造を強化するなど、高負荷に耐えることが出来る炉が建設される。

火炉台車の予備の備付

これまで、一般的には1炉につき1台の火炉台車であるが、炉の回転を増加すると、この台車に変形などの異常が発生するとともに、収骨にあたって台車の冷却時間を十分に確保することが出来ない。一方、炉本体は、連続的に火葬することにより、冷却する前に次の火葬が始まることになるため、燃料の節約につながることになる。

非常用発電設備

災害時に備えて、非常用発電設備を整備しておくことが望まれる。発電能力は、火葬炉を通常運転（平常時の最大火葬件数）できる能力とする。

非常用発電機は、設置時におけるメーカーの運転時間の保証が72時間となっている（電気設備の知識と技術）が、運転時間を長くすることは燃料の保管設備も大きくなるため、発注時に運転時間を何時間にするかは、地域の立地条件などを勘案した十分検討し、必要な能力を検討する。

日常の設備点検の徹底

災害時に設備が適切に作動できるよう、日常の設備点検を適切に行っておくことが必要である。非常用発電機を例にすると、火葬炉の運転は委託を受けていたが発電機の日常管理は委託の範囲に入っていなかったため、発注側で行うことになっていたが、実際には行っていなかったため、非常用発電機が正常に稼働しなかった例があった。また、火葬場の聞き取り調査でも停電で発電機が運転したもののVベルトが切断して予備がなく発電が出来なかったなどである。

(2) 火葬場の危機管理体制の整備に関する事項

火葬炉以外にも、災害時に備えて、次のような危機管理体制を整備しておく必要がある。

燃料の確保

東日本大震災では、道路網が寸断され、製油工場が火災になるなど燃料の確保が長期間都滞った。このため火葬炉設備に被害がないにもかかわらず、火葬炉の運転ができなかった施設が多かった。

このような事態に対応するため、平常時から3日分程度の燃料を備蓄できないか、または都市ガスの供給が可能な地域ではできるだけ早く燃料の切り替えを行うことが望まれる。これは、火葬場への都市ガスの供給が中圧管で供給され一般家庭への供給が低圧管で供給されることに比べて信頼性が高いことからである。

ちなみに、阪神淡路大震災では、都市ガス管が架橋の橋が崩落したにもかかわらず、中圧ガス管に漏れが生じなかった。これは都市ガス配管の信頼性が高いことからである。火葬場には、この中圧管で供給されるため、地震発生と同時にいったんガスの供給は遮断されるが、ガス供給施設が無事であれば地震がおさまったのち、早期にガス供給が復旧するからである。

また、都市ガス管は大都市を中心にループ化が進行しており、ガス供給工場施設が複数となっているため、供給が停止するリスクが減少してきている。

宮城県では、仙台市のガス供給工場が津波で被災したが、新潟からのガス管が近くに来ていたため、早期にこれを接続しガスが復旧した。また、都道府県内の火葬場での燃料の相互融通の協力関係を構築しておくこと、都道府県の防災計画の中での火葬場の燃料の確保に関しきちんと手立てを講じておくこと等が望まれる。

人的体制の整備

東日本大震災では、津波による多くの犠牲者が発生したため、火葬のために災害発生後2か月程度の間火葬場によっては1炉につき5回転以上10回転を実施した火葬場もあった。この間作業員は連続勤務を余儀なくされ、24時間体制をとる可能性も生じることを考慮しなけ

ればならない。

炉運転回数の増加に伴い、管理要員の確保が必要になる。設備的には自動運転化を進める必要があるが、火葬炉運転作業員の養成も重要となる。

このため、火葬場OBの確保や都道府県内の火葬場の相互協力体制を確保するとともに、委託事業者や炉メーカーとの間で協定を結んで置く等協力関係を構築しておくことも必要となる。

また、指定管理者、委託業者及びメーカー等との協力による運転管理体制の確保、非常時における点検、補修等の施設面での保安・点検体制の整備を適切に行うため、あらかじめ協力協定を締結しておくことが望ましい。

(3) 広域的な取り組み

阪神・淡路大震災を契機に国が策定した「広域火葬計画策定指針」に沿った火葬の広域協力体制の構築が望まれる。

地域の実情に沿った、火葬場、市町村、都道府県及び都道府県間を結ぶブロック単位での協力体制と葬祭事業者等との協力協定等非常時における対応を協議しておくことが大切である。

火葬場連絡会議のような都道府県内での火葬場相互の情報交換の場を設け、非常時における連携協力関係の強化を図ることが望ましい。宮城県では、協議が進められており、高知県では、火葬場関係者連絡会議が設置された。(資料参照)

第2節 都道府県域を超えた広域圏協力

県域を超えた広域圏の連携の実態

これまでは、都道府県内や近隣県の間での広域協力のイメージが強かったが、東日本大震災では、東北各県との連携に加えて、東京都や千葉県など関東圏域との協力関係が広がったのが特徴的であった。

高知県火葬場関係者等連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 円滑な広域火葬の実施に向け、災害時等の火葬、遺体処理に関わる業務について課題を洗い出し、その解決方法を検討するため、高知県火葬場関係者等連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる機関をもって構成する。

- (1) 高知県医師会
- (2) 高知県歯科医師会
- (3) 高知県葬祭業協同組合
- (4) 高知県霊柩自動車協会
- (5) 市町村
- (6) 火葬場設置者
- (7) 高知県（警察本部、食品・衛生課、各福祉保健所）
- (8) その他適当と認められた機関

2 会長は、高知県健康政策部食品・衛生課長をもって充て、協議会を総括する。

なお、同補佐は会長の職務を代行することができる。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長とする。

2 会長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第4条 協議会の事務は、高知県健康政策部食品・衛生課において行う。

(解散)

第5条 協議会は、その目的が達成されたときに解散する。

2 解散するときは、会長が、構成機関に対してその旨を通知する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月11日から施行する。

高知県火葬場関係者等連絡協議会の活動

平成28年1月19日

平成 22 年度	第 1 回高知県火葬場関係者連絡協議会	・高知県火葬場関係者連絡協議会の設置 ・高知県の火葬場の現状、南海地震時の状況、災害協定の内容、広域火葬、地震発生時の対応マニュアルについて協議
平成 23 年度	第 2 回 //	・東日本大震災における東北 3 県の対応状況、災害時における葬祭用具等の供給、県内自治体の地域防災計画における遺体の安置と土葬について協議
平成 24 年度	第 3 回 //	・東日本大震災における検視・検案状況、高知県広域火葬計画案について協議
平成 25 年度	第 4 回 //	・高知県広域火葬計画案、宮城県及び石巻市への視察調査結果について協議
	高知県広域火葬計画検討協議会の設置	・高知県広域火葬計画の検討（3 回） （火葬場関係者連絡協議会からも委員として参加）
平成 26 年度	高知県広域火葬計画策定	
平成 26 年度	第 5 回高知県火葬場関係者等連絡協議会	・設置要綱改正（構成機関の追加）と広域火葬計画の説明、課題整理、実地訓練研修会についての協議
	高知県警 多数死体取扱訓練見学	・高知県警の検視、検案訓練を見学し、検案所で実施される内容を把握し検案所・安置所設置運営の参考とする。
	実地訓練研修会	・模擬安置所を設置し、遺体の取扱を時系列で学ぶ
平成 27 年度	第 6 回高知県火葬場関係者等連絡協議会	・広域火葬情報伝達訓練の方法、内容の確認、市町村遺体対応マニュアル作成状況、広域火葬設備整備事業費補助金について協議
	広域火葬情報伝達訓練	・県内関係機関及び四国 4 県での広域火葬情報伝達訓練実施
	広域火葬についての研修会	・地域モデル事業報告（実地訓練研修会、遺体対応マニュアル作成）、火葬場 BCP 事例報告、情報伝達訓練の振り返り

引用文献

平成 24・25 年度厚生労働省科学研究費補助金「大規模災害時における埋・火葬の在り方に関する研究報告書」